

伊豆市告示第109号

伊豆市地域おこし協力隊インターン実施要綱を次のように定める。

令和7年5月28日

伊豆市長 菊 地 豊

伊豆市地域おこし協力隊インターン実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少や少子高齢化が進行する本市において、新たな地域の担い手として都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、伊豆市地域おこし協力隊インターン（以下「協力隊インターン」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市長は、地域おこし協力隊インターン生（以下「インターン生」という。）として、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから適当と認められる者を委嘱する。ただし、市との雇用契約は存在しないものとする。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に滞在する者（委嘱を受ける前に、既に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については含まない。ただし、「地域おこし協力隊」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した者は含めることとする。）
- (2) 心身ともに健康で、本市に関心があり、地域協力活動に熱意を持っている者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者

2 前項の委嘱は、委嘱状により行うものとする。

(期間)

第3条 協力隊インターンの期間は、委嘱の日から2週間以上3月以下とする。

(インターン生の活動)

第4条 インターン生は、市内事業者及び住民と協力しながら、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域行事やコミュニティ維持等の地域おこしの支援
- (2) 都市住民等との交流や移住・定住の促進
- (3) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進
- (4) 農林水産業、観光業及び商工業の振興
- (5) 文化スポーツ・レクリエーションの普及促進
- (6) その他地域の活性化に資するもので、市長が必要と認める活動

(服務)

第5条 インターン生は、その職務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 本市の住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 協力隊インターン実施期間中の活動状況について、市長に報告すること。

(報償費等)

第6条 インターン生の報償費は、1活動日当たり12,000円を上限とする。ただし、住居、活動用車両その他活動経費を含むものとする。

(活動に伴う市の支援)

第7条 市長は、インターン生の活動が円滑に実施できるように、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に関する各種調整
 - (2) 住民及び関係者への周知
 - (3) その他インターン生の円滑な活動に必要な事項
- (解嘱)

第8条 市長は、インターン生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中においても解嘱することができる。

- (1) インターン生本人から申し出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) インターン生としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第9条 インターン生は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協力隊インターンの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。